

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約について

1. 条約の概要

目的：世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。

採択：1972年（我が国は1992年に締結）

締約国数：米国、イギリス、フランス、中国等、176ヶ国

指定された遺産：イエローストーン（アメリカ合衆国）、ピラミッド（エジプト）など730物件（自然遺産144、文化遺産563、複合遺産23）

事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産の3つのカテゴリー

文化遺産：世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等を対象

自然遺産：世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象

複合遺産：上記、文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象

3. 世界遺産の登録手順（以下に従い各締約国政府が行う）

- (1) 世界遺産委員会事務局への暫定リスト提出
- (2) 申請物件の決定
- (3) 世界遺産委員会事務局への推薦書類提出（毎年2月1日締切）
- (4) IUCN（国際自然保護連合）等による評価（現地調査含む）
- (5) 世界遺産委員会ビューロー会合における事前審査（書類提出の翌年4月）
- (6) 世界遺産委員会における審査（推薦書類提出の翌年の6月）

4. 我が国の世界遺産

【自然遺産】	(登録年月)
屋久島	平成 5年12月
白神山地	平成 5年12月
【文化遺産】	
姫路城	平成 5年12月
法隆寺地域の仏教建造物	平成 5年12月
古都京都の文化財	平成 6年12月
白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成 7年12月
原爆ドーム	平成 8年12月
厳島神社	平成 8年12月
古都奈良の文化財	平成10年12月
日光の社寺	平成11年12月
琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の内容

文化遺産及び自然遺産の定義

- ・ 定義
- ・ 遺産の認定

文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

- ・ 国内的保護
- ・ 国際的保護

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

- ・ 世界遺産委員会の設置
- ・ 世界遺産一覧表等の作成
- ・ 世界遺産委員会の任務

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金

- ・ 世界遺産基金の設立
- ・ 分担金及び任意拠出金
- ・ 国際的な募金運動等の支援

国際的援助の条件及び態様

- ・ 国際的援助の要請
- ・ 国際的援助の形態
- ・ 国際的援助のための条件
- ・ 国際的援助のための協定

教育事業計画

- ・ 教育事業計画

報告

- ・ 締約国の報告

最終条項

- ・ 最終条項